

羽島市議会議長

藤川 貴雄 様

羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について

令和 5 年 7 月 11 日、羽島市ホームページの議会情報の中で、豊島保夫羽島市議会議員（以下。「豊島氏」と言います。）に関する羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書（以下、「報告書」と言います。）及び羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果通知書が公表されました。

その報告書には、令和 5 年 6 月 6 日に開催された羽島市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」と言います。）において、豊島氏と審査会委員との質疑応答が記載されております。その質疑応答の中で、NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長（以下、「村長」と言います。）の経験に関し、豊島氏は、「NPO 法人の活動を始めた責任者から話を受けた」、「NPO の活動を始めた責任者から村長に就いてと頼まれた」、「今、名称がなくなつていれば別だが、そういう組織があるわけだから、先方から何の申し出もない」、「村長についてあえて確認したこともないし、指摘を受けたこともその団体から今日現在ない。」旨の発言（報告書の 3, 4 ページ）をされております。

この豊島氏の発言内容は、明らかに実際の事実関係と異なる内容であり、極めて遺憾で私ども団体の名誉に関わるものとなるため、令和 5 年 7 月 18 日付で私どもから豊島氏に対し書面（別添資料 1）で抗議したところです。

豊島氏が村長の呼称を名乗るに至った実際の事実関係（別添資料 2）についてお伝えさせていただきます。

平成 22 年当時、豊島氏から当時の NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会理事長川合宗次に対し、「NPO 法人の会員になりたい、主体的に協力したい、役職に就任したい」とのお話がありました。役員の就任要請については、豊島氏は私どもの法人に対して活動実績が全くないため「NPO 法人の了解が得られない」との理由でお断りしました。しかし、豊島氏から「どんな形でもよい」との再度依頼を受け、当時、豊島氏が坂丸区副区長を務められたこともあり、坂丸区とのつなぎ役を期待し、かみなり村統括責任者が愛称として使用していた「村長」を名乗ることを平成 22 年 3 月 28 日（日）開催の理事会・運営委員会で協議し、役員から了解を得るに至りました。その時点で、豊島氏が羽島市議会議員に立候補するということは知る余地もなく、仮に私どもが知っていた場合、当法人は政治や宗教に関する活動には一切かかわらないという方針であったため、豊島氏が村長を名乗ることを認めませんでした。

その後、平成 26 年 11 月に NPO 法人の事業は、順次社会福祉法人に引継ぎ、全く別法人となり通称「かみなり村」の事業についても同様となりました。社会福祉法人の定款上または組織上に

存在しない村長を名乗ることは、法人の意に反しており、豊島氏に対し、「今後は、使わないでいただきたい」とお伝えし、豊島氏も承知頂いているものと認識していました。

以上のことにより、令和5年6月6日開催の審査会における豊島氏の村長使用の経緯に関する発言は、明らかに事実と異なっており、虚偽の発言であると認識しております。

このことは、羽島市議会議員政治倫理審査要綱第2に規定されている「3 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と見識を養う。」、「4 議員は、公平かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培う。」に反するものと認識しております。さらには、羽島市議会基本条例第4条（議員の役割及び活動原則）第2項に規定されている「(4) 議会活動及び議員活動について市民に対する説明責任を果たすこと」、「品位を保ち、誠実かつ公正に活動すること」、及び第15条（政治倫理）に規定されている「議員は、市民の代表者として市政に携わる機能及び責務を有することを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とし、厳しい倫理意識に徹して積極的に活動します。」に反するものと認識しております。

そのため、この豊島氏の虚偽の発言に対し羽島市議会として適切なる対応を求める。

尚、令和5年6月14日付で私どもから豊島氏に対し、今後、「かみなり村村長」「岐阜羽島ボランティア協会」の呼称の使用及び名乗ることのないよう書面（別添資料3）にて改めて申し入れをしたことを申し添えます。

また、今回の文書については公表させていただきます。

令和5年7月25日

NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会

理事長 安田 和代

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会

理事長 川合 宗次

羽島市議会議員

豊島 保夫 様

羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について

令和 5 年 7 月 11 日、羽島市ホームページの議会情報の中で、貴殿に関する「羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書（以下、「報告書」と言います。）及び「羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果通知書（以下、「通知書」と言います。）」が公表されました。

その報告書には、令和 5 年 6 月 6 日に開催された「羽島市議会議員政治倫理審査会（以下、「審査会」と言います。）」において貴殿と審査会委員との質疑応答が記載されております。その質疑応答の中で、NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長（以下、「村長」と言います。）の経歴に関し、貴殿は、「NPO 法人の活動を始めた責任者から話を受けた」、「NPO の活動を始めた責任者から村長に就いてと頼まれた」、「今、名称がなくなつていれば別だが、そういう組織があるわけだから、先方から何の申し出もない」、「村長についてあえて確認したこともないし、指摘を受けたこともその団体から今日現在ない。」旨の発言（報告書の 3, 4 ページ）をされております。

この発言内容は、明らかに実際の事実関係と異なる内容であり、極めて遺憾です。これを放置することは、私ども団体の名誉に関わるものとなるため、貴殿に対し本書面をもちまして強く抗議をいたします。

私どもから貴殿に対し通知させていただいた「令和 5 年 6 月 14 日付『かみなり村村長』『岐阜羽島ボランティア協会』呼称使用について（以下、「令和 5 年 6 月 14 日付文書」と言います。）」の内容と重複する部分がございますが、貴殿が村長を名乗るに至った経緯及び事実関係は以下の通りです。

平成 22 年当時、貴殿から当時の NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会理事長川合宗次に対し、「NPO 法人の会員になりたい、主体的に協力したい、役職に就任したい」とのお話がありました。役員の就任要請については、当法人に対して活動実績がないため「NPO 法人の了解が得られない」との理由でお断りしました。しかし、貴殿から「どんな形でもよい」との再度依頼を受け、当時、貴殿が坂丸区副区長を務められたこともあります、坂丸区とのつなぎ役を期待して、法人の正式な役職ではないですが「村長」という呼称を名乗られることを平成 22 年 3 月 28 日（日）開催の理事会・運営委員会で協議し、役員から了解を得るに至りました。その後、貴殿が羽島市議会議員に立候補するということは知る余地もありません。仮に私どもが知っていた場合、当法人として政治や宗教に関する活動にかかわらないという方針であったため、貴殿が村長を名乗ることを認めませんでした。

しかし、平成 26 年 11 月に NPO 法人の事業は、順次社会福祉法人に引継ぎ、全く別法人となり通称「かみなり村」の事業についても同様となりました。社会福祉法人の定款上または組織上に存在しない村長を名乗ることは、法人の意に反しており、「今後は、使わないでいただきたい」とお伝えし、貴殿も承知頂いているものと認識していました。

以上のとおり、令和 5 年 6 月 6 日開催の審査会における貴殿の村長使用の経緯に関する発言は、明らかに事実と異なっております。

このことは、羽島市議会議員政治倫理審査要綱第 2 に規定されている「3 議員は、自らの行動を厳しく律し、議員としてふさわしい品位と見識を養う。」「4 議員は、公平かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培う。」に反するものと認識しております。

尚、公表までの経緯、今回の文書および令和 5 年 6 月 14 日付文書については、お伝えしたとおり公表させていただきます。また、その対応については、私どもの顧問弁護士に相談しており、今後も貴殿が真実と異なる発言を繰り返すようであれば法的手段を取ることを申し添えます。

令和 5 年 7 月 18 日

NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会

理事長 安田 和代

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会

理事長 川合 宗次

羽島市議会議員豊島保夫氏の「岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」  
呼称使用について（これまでの経緯）

令和5年4月23日執行された羽島市議会議員選挙にあたり、市選挙管理委員会が発行した選挙公報に誤った事実を記載した件について、政治倫理審査会で審査され、令和5年6月23日付「政治倫理審査会審査結果通知」において、政治倫理に反する事実があると認め、羽島市議会議員政治倫理要綱の遵守を求められた。

しかし、令和5年7月11日羽島市ホームページで公開された令和5年6月6日付け審査結果報告書の問答記録において、事実とは異なる内容があったため、これまでの経緯と法人の見解を参考資料とともに公表する。

～これまでの経緯～

平成22年3月頃

当時坂丸区副区長であった豊島氏より、「市役所退職を期に、NPO法人岐阜羽島ボランティア協会の入会とともに活動に積極的に参加したい。」「そのため何かNPO法人の役職をもらえないか？」との申し出があった。

平成22年3月28日

NPO法人岐阜羽島ボランティア協会の役員会において、坂丸地区の当法人福祉施設の総称である「かみなり村」の統括管理者が名乗っていた「かみなり村村長」という愛称の使用を、豊島氏にも認めた。

※「かみなり村村長」はNPO法人岐阜羽島ボランティア協会における役職ではない。

平成23年4月17日

(選挙告示日)

羽島市議会議員選挙の選挙公報において、「NPO法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィール欄に記載があるのを確認し、この愛称を選挙活動に使用することは、事前に何の相談もなかつたが、豊島氏は、坂丸地内の住民であり副区長の役職を考慮し、穩便に済ませたいとの思いから、今回ののみの使用ととらえ、黙認した。

平成27年4月19日

(選挙告示日)

羽島市議会議員選挙の選挙公報において、前回同様に「NPO法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィール欄に記載があるのを確認し、今回も事前に何の相談なかつたが特別に当NPO法人の運営に支障がなかつたため、前回と同様黙認した。

平成31年4月14日

(選挙告示日)

当法人は、平成26年11月社会福祉法人に認可され、平成27年度内にNPO法人から社会福祉法人に順次事業が移管され、通称「かみなり村」の全事業も社会福祉法人運営となつたため、

「NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」のプロフィール使用はないと認識していた。

羽島市議会議員選挙の選挙公報において、前回とは異なり「NPO 法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」から「岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィール欄に記載があるのを確認。選挙後、呼称記載について「選挙違反ではないか?」と羽島市に確認した。

後日、川合が毎月 2 回早朝立ち会っている坂丸地区ピンカン不燃物回収時、豊島氏が来た際に「法人が (NPO から社福に) 変わったため、かみなり村村長という呼称使用に法人の同意がなく、今後の使用は控えていただきたい。」というようなことを直接伝えた。

令和 5 年 4 月 16 日  
(選挙告示日)

羽島市議会議員選挙の選挙公報において、これまでと同様に「岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長」とプロフィール欄に記載があるのを確認したため、羽島市選挙管理委員会に今回の告示におけるプロフィールの掲載内容について確認を求めた。

※かみなり村村長は、社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会の役職ではない。

令和 5 年 6 月 6 日

羽島市議会議員政治倫理審査会開催

※令和 5 年 7 月 11 日 羽島市ホームページにて公表

令和 5 年 6 月 13 日

『「岐阜羽島ボランティア協会」「かみなり村村長」呼称使用について』の通知文書を特定記録郵便にて発送 (6 月 14 日着)

令和 5 年 7 月 18 日

「羽島市議会議員政治倫理審査会における発言について」の通知文書を特定記録郵便にて発送 (7 月〇日着)

羽島市議会議員

豊島 保夫 様

「かみなり村村長」  
「岐阜羽島ボランティア協会」 呼称使用について

貴殿におかれましては、令和5年4月23日に執行された羽島市議会議員選挙における公報記載の経歴について事実とは異なると認めたと新聞報道にあり、同公報においては「岐阜羽島ボランティア協会 かみなり村村長」とも記載されていました。

「かみなり村村長」経歴表記については、初めての市議会議員立候補時において、貴殿から当時のNPO法人岐阜羽島ボランティア協会理事長川合宗次にNPO法人役職就任要請がありましたが「NPO法人役員の了解が得られない」との理由でお断りしました。しかし、貴殿から「どんな形でもよい」と再度依頼を受け、当時、貴殿が副区長を務められていたこともあり、坂丸区のつなぎ役として通称「かみなり村村長」を名乗られることを当時のNPO役員会に話をし、理解を得たところです。

しかし、平成26年11月NPO法人の事業は社会福祉法人に引継ぎ全く別組織となり通称「かみなり村」の事業についても同様となりました。社会福祉法人の定款上または組織上に存在しない「かみなり村村長」を名乗ることは、法人の意に反しており、「今後は、使わないでいただきたい」とお伝えし、貴殿もご承知して頂いているものと認識していました。

そのためNPO法人岐阜羽島ボランティア協会及び社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会共々その呼称の使用を認めることはできません。NPO法人の正会員であることを所属と称し、選挙運動に利用することについては、NPO法人の定款の目的に反するものであり認められません。

今後については、上記の理由をご理解いただき「かみなり村村長」「岐阜羽島ボランティア協会」の呼称の使用および名乗られることのないようお願い申し上げます。

なお、今後、貴殿の対応によっては、本書面を公表させていただく場合がございますのでご承知おきください。

令和5年6月14日

NPO法人岐阜羽島ボランティア協会

理事長 安田 和代

社会福祉法人岐阜羽島ボランティア協会

理事長 川合 宗次